令和３年度 第３９回 東大阪市子ども・子育て会議
議事録

日 時：令和３年7月１４日（水）　１０：００～１２：００

場 所：本庁舎１８階研修室

出席者：子ども・子育て会議委員　１３名

（関川会長、中川副会長、岡本委員、奥野委員、斎藤委員、田原委員、中泉委員、中村委員、野々村委員、福井委員、南口委員、吉岡委員、好川委員）

事務局　２３名

（本家、川西、川東、立花、北林、諸角、岩本、望月、増井、村田、岡本、浦野、山口、樽井、出口、森田、関谷、古井、鷺ノ森、高品、薬師川、松木、林）

計３６名

資料

【資料１】令和３年度の入園・入所状況について

【資料２－１】子ども・子育て支援事業計画　進捗状況

【資料２－２】子ども・子育て支援事業計画　実績数値

【資料３－１】入所選考基準の見直しについて

【資料３－２】保育施設入所選考基準案（令和４年度）

【資料４】地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

１．開会

●事務局・本家

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第３９回子ども・子育て会議を開催いたします。本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部子育て支援室の本家と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座らせていただきます。本日、全委員１７名中１３名のご出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第６条第２項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上の通り、本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。また、本会議は、議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、募集いたしましたが、申し込みがなかったことを報告させていただきます。また３９回子ども・子育て会議より、新たにご参集いただきました５名の委員をご紹介させていただきます。東大阪労働団体連絡協議会委員　岡本　泰樹委員です。東大阪市立幼稚園・こども園長会代表　斎藤　由美子委員です。東大阪市立小学校長会役員　野々村　礼二委員です。公立保育所長代表　福井　初見委員です。東大阪市ＰＴＡ協議会書記　南口　玲子委員です。それでは、お手元に配布しております資料のご確認をお願いいたします。当日配布資料として、配席表、委員一覧、「資料３－２差し替え　保育施設入所選考基準について」を配布しておりま

す。また、事前配付資料は、会議次第、配布資料一覧に記載されています資料となります。資料はお揃いでしょうか。いいですか。なお、立花副市長につきましては、公務のため途中退席させていただきます。それでは、関川会長にこのあとの議事進行をお願いいたします。

●関川会長
はい。大阪府立大学の関川でございます。お忙しいところご参集いただき、ありがとうございます。東大阪市子ども・子育て会議は第３９回の開催となっております。残念ながら昨年度は、本来であれば、令和２年度から５ヵ年の計画期間となる子ども・子育て支援事業計画の初年度に当たりますので、それについて、皆様方と議論すべきところ、コロナ禍ということもあり、書面での開催にさせていただきました。今回は、改めて、対面でお集まりいただき、東大阪市の子どものことについて、皆様とお話をしたいというふうに考えております。本日の議題は３点。大きく３点でございます。１つは令和３年度の入園・入所状況について、２つ目は、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、３つ目が、保育施設入所選考基準についてでございます。それらについて今後に向けての議論を重ねてみたいと思っております。委員の皆様方におかれては、それぞれのお立場からご意見をいただき、活発な議論をして参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは早速議事の１つ目から、事務局から説明いただきたいと思います。令和３年度の入園・入所状況について説明をお願いします。

●事務局・増井
ー【資料１】に基づき説明ー

●関川会長
はい。よろしいでしょうか。ありがとうございました。ただいまの説明に対してご意見、ご質問ございませんでしょうか。待機児童解消は、当初２５年ぐらいの、新制度が始まる前の議論では、２９年ぐらいはゼロになるといいよねと言って計画を作ってきたんですが、施設整備をすればするほど、待機児童が積み上がっていくっていう状況が、一時期ありまして、当初考えていたよりは少し遅れてしまいましたけれども、令和３年になってようやく、市全域で見ると待機児童はゼロになった。ただ、それぞれの区域で見ると、まだ入りづらい区域はある。その一方で、定員割れをしていて、いつでも入れるエリアもあるような状況が今生まれてきています。いかがでしょう。今後は未入所をどう考えるかということが一つ課題で、未入所の内容は少し整理して考える必要がありそうかなというふうに思っています。事務局は未入所についてはどのように考えてますか。

●事務局・増井
はい。現在の未入所、令和３年度については、283 名ということで、おられる状況でございます。未入所の理由としましては、育児休業を延長された方でありますとか、求職活動を休止された方などが含まれるんですけれども、未入所についても今後減らしていく方向でありますことから、あと現在のコロナ禍にあって、保育ニーズが今後どのように動いていくのかっていうのを注視しながら、未入所・待機児童を含めて対策を進めていく必要があるかなというふうに考えております。

●関川会長
はい。ありがとうございます。育児休業の延長であったり、求職活動をやめてしまって、施設に入る必要がなくなったという方々を、283名は含んでいますので、そこを精査しながら、残りの方々に対して、どこまで施設整備なりを考えていくのか。或いは定員枠を増やしていくことを考えていくのかっていうことが課題になろうかなというふうに思います。好川委員、いかがお考えですか。

●好川委員
東大阪市私立保育会会長の好川と申します。そうですね。施設としての実感というか肌感覚になるんですけれども、やはり引っ越し等でですね、退所された場合、次の子どもさん。施設としてはやっぱり園児を確保したいという、職員数とかも確保してますので、そのあたりがあるんですが、次の子どもさんが入ってこられないっていうような、現状もある。それはイコール利用者の方からしますとですね、いつでも利用ができるというすごく便利な側面があるかと思います。ただ、こちらとしては今後ですね、体制づくりをしながら順次受け入れをしていくっていうことに対してですね、経費の面とか、そういうものも含めて、ちょっと不安な面があるかなっていうことは感じております。

●関川会長
はい。ありがとうございます。斎藤委員、いかがでしょう。

●斎藤委員
公立の方はもうどんどんちょっと、現在のニーズとは若干かけ離れたものがあるので、人数は減少傾向に今あるのが現状です。で、全体的に今回のこの数字にあたりまして、量の拡充と質の向上というところに着目して拝見させていただいたんですけれども、以前参加させていただいたよりは質が伴ってきているからこそ、待機児童がゼロかなっていうところで、国の指針からしたら東大阪市はちょっと早い方なのかな、という実感が書面から受けて取ったのですが。もしかしたら、令和元年度で一旦５年目に入ったところで、もうちょっと推移の傾向がわかりやすくグラフ化されたものが出てたら、ちょっと失礼かもしれませんが。全体的にもうちょっとこうわかりやすく、数字をできたら、この事業計画の内容に伴ってグラフであらわせていただいたら、もう少し国の指針と東大阪市の現状が今、どの立ち位置にあるのかっていうことが、もう少し明確になるのかなというふうに思っております。

●関川会長
はい、ありがとうございます。次回の課題にさせていただければと思います。できれば、全国の指標であったり、大阪市との比較であったりしながら、どう推移していってるのかということがわかるような、グラフがあるといいなと思います。これからおそらく、東大阪の全体の人口、そして就学前の人口は減少していくということも考えられますので、それも含めて、むしろ、定員割れの状況をどう考えるかみたいな議論をこれから３年後・５年後していかなきゃいけないかもしれません。好川委員はそれをおっしゃっていたと思います。はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。その他どなたからでも結構ですのでご意見をいただければ。はい。それでは続きまして、

議事２「子ども・子育て支援事業計画の進捗状況」についてご説明お願いします。

●事務局・村田
ー【資料２－１】【資料２－２】（（１）就学前児童の学校教育・保育の提供体制）に基づき説明ー

●事務局・樽井
ー【資料２－１】【資料２－２】（（３）留守家庭児童育成事業）に基づき説明ー

●事務局・浦野
ー【資料２－１】【資料２－２】（（８）病児保育事業）に基づき説明ー

●事務局・増井
以上で、２の説明を終わらせていただきます。

●関川会長
はい。事業計画の中から、特に説明が必要なものを選んで、説明いただきました。これについてご意見、ご質問いかがでしょうか。まずは今ご説明いただいたものについて取り上げさせていただいて、それ以外のことについて、この状況どうなってるのか、改めて知りたいところがありましたが、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。はい。中泉さん。

●中泉委員
保育所保護者の代表ということで出席させていただいてるんですが、うちこの第１回目の時に、下の子どもが０歳で、今は小学校２年生になりました。この８年の歴史の中で待機児童が０になったというのが感動すらしている状態なのですが、ということは、次は学齢期のことを注目していただけるのかな、と思っているところです。子どもが留守家庭に行ってまして、今の実態を子どもから聞くと、日々の実態数ってもっと少ないんです。習い事とかみんな行ってはって。「そんなにおれへんねん、友達」と言ってて。保護者として、この不足してますっていわはるのが、どれぐらいなんだろう。実態どれぐらいほんまに行ってやるんやろう、というのをもしつかんではったら、教えていただきたいなと思っているのと、大阪市さんは放課後子ども教室があるじゃないですか。あれすごい魅力的で。誰でも行けるので。東大阪市で放課後子ども教室って前向きに検討してくれてはるのだろうかというのを聞きたいなと思います。

●関川会長
はい。実利用数はどのぐらいなのかということと、放課後子ども教室のような学びの場を用意する必要はないのか。いかがでしょう。

●事務局・樽井
はい。日々の利用状況というところになりますと、おっしゃっておられるように申し込みはしてると。だけれども、すべての曜日について利用しているような方もおれば、曜日を限ってといいま

すか、この曜日は利用しないっていうような曜日があったりとかっていうことは、実態としてはあります。ですので、日々の出席率といいますか、というところで言いますと、各クラブによったりとか、曜日によったりとか、それぞれ前後はしますけれども、大体、７割から８割ぐらいのところかなというふうに認識をしております。そして放課後子ども教室ということなんですけれども、
我々が今やっております、留守家庭児童育成事業につきましては、厚生労働省の所管の事業となっておりまして、保護者が労働等で放課後、家庭にいない児童を預かって健全育成を行うという事業であります。そういう事業であるということ。その一方で、放課後子ども教室というのは、すべての児童を対象として、放課後の子どもの居場所としての事業を行うという内容になります。現時点で東大阪では放課後子ども教室というのは行っていないという状況であります。以上でございます。

●中泉委員
　計画の中で、「安心して子どもを産み育てるまち東大阪」というのがあるので、ここに至っては、もちろん留守家庭は就労しているお母さん・お父さんというのは分かるんですけど、「子ども全体を育てていく場」というのを検討していただけると嬉しいです。お願いします。

●関川会長
　はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。はい、田原委員お願いします。

●田原委員
　留守家庭の代表ということで、補足というか、現場の状況とかをちょっとご説明させていただきます。資料の令和２年と３年の表というのがあって、定員よりも入っておられる方が少ないんですけれども、待機児童のところ見ていただくと、学校によってはみ出してくるところもあって、そういうところでは、ちょっと待ってもらうというような状況がわかります。ですので、全体としては満たしてるんだけど、でも待機児童は必ず毎年発生しているような感じです。それで、今ご質問のところすごく重要なところなのですが、常時いる子どもがどのぐらいいるかっていうのは、把握できるはずなんですよ。月次報告を出していますので。ただ、最大値というか、当然帰っても１人になりますが。その日に何人来たかっていうのはすべて把握されているので、それ多分正確に出すことは可能だと思います。今７、８割というような話がありましたけど、日によってものすごい差がある。土曜日のほとんどがうちのクラブでいうと１桁、下手したら５人ぐらいしかいなくて、今日２、３人ですかみたいな日もありますので、それと定員をどう考えるかなという話になると思っています。実数から言うと全員が揃うとき、まずほぼない。常に、誰か来ていない状況ですので、そういう意味では定員オーバーしていても、実質のその時点での定員っていうのを満たされてるのか、という風に考えていますが、一応数字上の定員で見ますんで、登録人数で見てるっていうので待機児童としてはみ出してくる。子どもたちの実態は常にあるというような状況です。

●関川会長
　はい。次回、実績でも報告できるように、少しご検討していただけるとありがたいと思います。そして定員を、実績を考えると、待機児童が発生しているところでも、定員を超えても登録だけは

受け入れておいて、来ていただいても余裕はあるところがあるんじゃないかということですので、弾力化などの検討の余地はあるのかなと感じています。あとは、留守家庭児童育成事業でいうと、これは当初より議論があったところなのですが、５年生、６年生の利用がなくなって、急激に減っている状況なんですが、当初は、この時期４年生、５年生、６年生になると、運動のサークルであったり、学習塾などで忙しくて来なくなるんだという説明がありましたが、その後東大阪において子どもの貧困についての調査などをして、相対的貧困家庭がかなりおられて、そこにおけるその家庭における子どもの、学校はハードの居場所と、食べ物と学びの場が確保できているのか、ということを考えると、今は子ども食堂っていう取り組みもありますが、留守家庭児童育成クラブで、居場所ができ、学びの場が提供でき、１人にならないで済むような働きかけが、成果として現れるとこの５年生・６年生の人の利用が増えていく状況が生まれるのではないかっていう期待などしているんですけど。野々村委員いかがでしょうか。食事まで出してくれっていうと何か難しい、単独では難しいのかなと思いますけど。

●野々村委員

小学校長会の代表として言わせてもらいますと、留守家庭児童育成クラブに際しましては、まず昨年の学校休業期間３月から４月・５月にかけて、本当にようやってくれはったと思います。NPOの方も。企業の方も。学校職員も一部手伝うこともありましたけども、そんな子どものストレスやいろんなものがある中で、よう取り組んでくれはりましたんで、まずはその部分については御礼っていう形では考えています。それで、会長さんが同じ言うてくれはりました、４ページの表の中で、待機児童が少ない、令和２年で３０名、令和３年で４８名というところが本当にありがたいなと思っています。数見てましても、いろんなクラブで、定員を超えて全員が揃うことはないということを前提でしょうけど、児童数をたくさん取ってくれてはるクラブもあるということ、本当に感謝申し上げます。ただ、ちょっと見てますと、同じ学校、同じクラブで、令和２年・令和３年も待機児童が、１２名、１３名もあるクラブもあって、施設の関係もあるかもしれませんけども、そういうところはちょっと手を入れてあげて欲しいなというふうには感じております。最後にもう１点５・６年生の利用が減ってきたというのは、ご指摘の通り、確かに塾やら習い事やらの数が増えているのも現実にはあります。ただ、５・６年生の高学年担任が家庭訪問した際に、子どもがやっぱり１人で家にいるという現状もいくつか僕も聞いております。その後については、続けて継続的に見守りが必要かなと学校現場では感じております。以上です。

●関川会長

学校の方で、お声掛けなどしていただけると助かります。はい。そのほか、はい。吉岡委員お願いします。

●吉岡委員

放課後児童クラブの量的な部分というのは、詳しく教えていただけて非常によくわかります。この中で、今回事業計画ですよね。２年度の事業の報告ということ、私が知りたい、自分が情報をしっかりと把握してない部分はあると思うんですけども、昨年度実際コロナで、非常に各全国的に、学童っていうのは混乱したっていうのか、非常に質的な部分でね、指導員さんが困ったり、場所の

確保とか、時間的なこととかいろんなことの課題が、全国的に上がってたと思うんですけれども、その辺りで東大阪市としての対策、新たにされたことがあるのかないのか。あるんだったら、こういうことを頑張ってやったとか、現場の声でどういうのが出てるのかとか。それを踏まえて、３年度をこうしてコロナのことが継続していきそうですから。どのような質の保証のために確保しようとされているかというようなことが、量の中で出てこない部分でちょっと聞きたいということなんですが。

●関川会長
　はい、いかがでしょう。

●事務局・樽井
　去年コロナで学校も休業になって、っていうような状況がありました。そんな中でも働く保護者の方の労働を継続してやっていただけるようにということで、留守家庭児童育成クラブについては継続してずっと開所していたという状況です。その中で、児童を預かるというところで、やはりクラブ室の中での感染対策っていうのを、非常に現場の方でも頑張ってやってくれているということがあります。やっぱり三密を避けるということだったりとか、換気をするということだったりとか、手洗い消毒、そういったことをやってもらう中で、クラブ室の中で、定員が３８人とかいうところでありますと、それだけの人数の子どもが一堂に会して過ごす場所になってきますので、できるだけ三密を防ぐという意味で、そこの小学校の協力を得ながら、空いてる教室といいますか、例えば体育館であったりとか、それから図書室であったりとか、そういったところを使わせていただいて、できるだけ広い場所で過ごす時間を持つということをやってくださいということで、事業者を通じてお願いをしておったところです。それにつきましては、今後も継続、今も継続してやっていただいてるというふうに考えていますので、そういうできるだけ広く、広い場所で過ごす時間を持ちながら、またクラブ室、そういう時間を持ちながら、子どもを預かるということであったりとか、そういうところに注力して感染対策とそれから子どもの児童の受入れということについて、同時にやっているというところでございます。

●吉岡委員
　ありがとうございました。すごくよくわかりまして、今のお話を聞いて、小学校と連携っていうのか、市としては場所の確保のために、小学校と連携したりしていろいろ検討してきたということで、素晴らしいなと思っております。あちこちの地域を聞くとそういう密になる、場の確保ができにくいとか、なかなか小学校を借りるのも困難やというようなことも聞いた市もありますし、そういうことと、指導員さんの数ですけれども、通常のままの数でやっぱりこうして分散するとか、場を変えて遊びの場を提供する場合には、人がいると思うので、そのあたりも非常にご苦労を、指導員さん、おそらくされているだろうと思いますし、その辺りも含めて、環境を考えていくというか良くしていくというか、これはもう、コロナの完全収束まで続きそうですから、ぜひ直近で考えてあげて欲しいと私自身は思っているところでございます。意見です。はい。

●関川会長

はい。田原委員、お願いします。

●田原委員

現場からご報告させていただきますと、ほんまに大変でした。まず、シフトが組めない状態です。もうほんまに２～３日前に、こうしてくださいみたいな話がどんどん出てくるので、その現場とてもストレスがたまったというふうに思っています。今の、また人の配置からですよね。通常、平日は夕方からしかやってないところを、もう午前中とか昼からやってくれという話ですので、大変だったと思います。それから、食事も必ず長期休業中にはしないといけませんし、消毒作業もかなりの時間で負担になってるというふうにも考えていますので、通常業務に加えて、今のようないろんな業務が舞い降りてくる。しかも、通常の手順でできないことばかり、初めてするようなことばかりですので、おそらく指導員さん、ものすごい大変やったと考えています。多少、それに対しての手当というのも考えながらさせていただいたと思っているのですけれども。まあ、もともと一時期、エッセンシャルワーカーに対して預かりなさいという。だから預かる子どもの選別までしなければいけなかった。そんなようなデータを申し込み書から拾い出して、学校にも共有して、ここにある子どもたちのリストの人は預かるけど、それ以外はちょっと断らないといけないっていうような、その種類がまだ途中で変わっちゃって、だんだん拡大していくんですよ。最初は警察とお医者さん関係とかだったんですけど、だんだん流通に広がっていったり。ですので、現場以外の我々の運営側の方の負担っていうのもかなりだったというふうに思います。でもただ、今まだ継続してやってる部分もあるんですけど、消毒なんか特にずっと続くんですが、ある程度落ちついてる面もありますが、できたら何ていうんですかね、それぞれのクラブでやっていた状況っていうのを、やっぱりちゃんと記録しておかないと、次にちょっと活かせないかなと思うので、今もう現場単位でいろんなことやってもらってるんですけど、なかなか集約はできないという風に考えていますので。その辺は、市の方にお願いしたいなと思います。

●関川会長

ということは、市の方から依頼をして、このことについて報告してくださいっていうような通知なりがあれば、少なくともは７割、８割のところからは報告が上がるだろうと。それをまとめて整理していただければ、貴重な財産になるっていう趣旨でしょうか。

●田原委員

はい。今のうちにやっておかないと、多分どんどん忘れちゃうかな。

●関川会長

それは市の方で書式・フォームを作って、これについて手書きで構わないから書き込んでくださいって報告してくださいと。依頼をすれば、協力してもらえるでしょう。それは可能ですか。

●事務局・樽井

おっしゃってるようにそういう、各クラブでやってるようなことというのは、それぞれあるかと思いますので、そういうのを集約できるような形で検討していきたいと思います。

●関川会長

今年度中にもう１回あるとすれば、そこで報告いただけるでしょうか。この会議、４０回になる会議が今年度もしあるとすれば、そこで報告いただけるかしら。おそらく来年収まってから令和２年度の状況はこうでしたって報告いただいても、「大変でしたね」で終わってしまいそうなので、まだ with コロナの状況で報告いただいて、教訓は何かとか、工夫は何かとかっていうことをここで共有することが意義があるのではないかと思いますので、ぜひご検討いただければというふうに思います。あと、今、とても大変な状況で、さらにご負担をかけるのは心苦しいんですが、質の内容に関して、見えてこない部分があって、ただ、厚労省では、留守家庭児童育成クラブの運営についての第三者評価基準を、昨年度作ってますので、その受審をしてもいいよと言われるところについては、受審にかかる費用を市の方で負担するなり、助成していただくなり、予算を確保していただけると。毎年３ヶ所４ヶ所ぐらいから手が挙がっていって、部分的に見えるようになり、それに啓発されて、３年で１０ヶ所とかというところが、運営の内容、教育の内容、遊びの内容が見える化できるので、質の向上にも力を入れてるんだなっていうのが分かります。そんなこともぜひ、ご検討いただければというふうに思います。予算がない状況で受けてくれっていうのはちょっと難しいので。予算などを確保して、個別に受審のお願いを、受けてくれそうなところに何回かお願いして、その内容等もちょっとこういったところでご報告いただけると、子ども・子育て会議創設の段階から議論があった、「質はどうなんだ。」というところの、１つの回答になるのかなというふうに思います。はい。ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。よろしいですか。はい。どうぞ。

●中川副会長

私のちょっと今、重点項目以外の点からということで、すいません。この地域子ども・子育て支援事業で。待機児童が本当にゼロになるというようなことの、市としての、すごく尽力されたっていう経緯は伺って、そうなんだなというふうに思っています。で、先ほどその時の議論でも、関川会長がおっしゃっていましたが、未入所の子どもたちの議論というのをどう考えるかということを考えますと、やっぱり待機児童とともに地域子ども・子育て支援事業の充実っていうことが非常に重要な、もう１つの両輪の１つだなというふうに認識しております。そういった時に、今回、この地域子ども・子育て支援事業の新設された利用者支援事業っていうものが、やっぱり非常に重要な役割を果たすのかなあというふうに思っています。利用者支援専門員、大阪府下では子育て支援員というふうに呼ばれていて、東大阪では子育てサポーターという形で、一定の研修を、所定の研修を受けられてというような方が配置されたということが書かれています。ここでちょっと例えばこの特定型っていうのが、いわゆる保育コンシェルジュと言われるような役割で、そちらのすごく、相談実績っていうのが、かなりの数を占めてらっしゃるという、この令和２年の実績かなというふうに思いながら読んでおりましたけれども、その特定型に実際何名が配置されているのかというようなことと、それから基本型は８名で、本庁の方に集約されて、母子保健型となる子育て世帯包括支援センターの方で、以前、母子手帳を取りに来られた方の全数面接をされてっていうような情報を、そういったものを基本形の子育てサポーターが一定共有しながら、本庁から各３つの福祉事務所に、この８名がどういったバランスで対応されてるのかなあというあたりにも、２点目でちょっとお伺いできればというふうに思っていますんで。やっぱり非常に連携をしながら、早期からの、

母子保健が把握されているニーズや、それから特定型って言われる保育に特化した、そういう調整やコーディネートをする、こういう、利用者支援専門員・子育てサポーターというのが、今後さらにやっぱりどう機能していくかっていうことが大きな課題かなというふうに思っておりますので。何か、そういった、実際どんなふうに動いてるかとか、なかなか市民にとって、どれだけそれが周知されているのかという辺りも少し気になり、質問させていただきました。

●関川会長

はい。ありがとうございます。相談内容が複雑化しているという指摘もあったりしますので、単に保育所を入れたいんですけど、どこに相談行ったらいいですかとか、認定こども園と保育園の違いは何ですかという相談ではなくて、とても困った複雑な案件も相談事例としてキャッチできるようになっている、ということだと思うのですが、これについての説明、中川委員の２点について、ご説明いただけないでしょうか。

●事務局・岡本

説明いたします。子育てサポーターなんですけれども、現在本庁４名の会計年度とあと職員も対応しております。あと各福祉事務所にも一定職員がおりまして、市民の方のご相談を受けております。先ほどおっしゃっていただいたように、保育所に入りたいという質問だけでなく、一定複雑化した質問であったり、昨年度コロナの影響もありまして、なかなか郵送での対応ということで、入所の相談というのが電話であったり、というところもあったのですが、自分たちの近くにどういう保育所があるとかというところもわからない方がおられたり、東大阪市内、市域で言いますと、そこまで大きな市ではないんですけども、一定、保育所の数も多いですし、市域は広いといえば広いので、そういったところで、各市民の方が利用するにあたって、どこが自分たちに近いところで、どこが自分たちにあった保育園であったりというところを説明するにあたって相談にのっているというのが現状です。今年度引き続き郵送で、後ほど説明させていただきますが、郵送で対応させていただきますけれども、そういったかたちでより市民の方が相談しやすいように、体制は引き続きととのえていきたいと思っています。以上です。

●中川副会長

今、４名とおっしゃったのが特定型の子育てサポーターが４名いらっしゃって、本庁の方に集約されて、必要な福祉事務所での窓口相談と、対応されたりっていうようなことをされているっていうところですかね。

●事務局・浦野

恐れ入ります。施設給付課の方からの基本型のことになるんですけれども、非常勤の職員、専門の方８名配置しております。で、令和２年度から本庁に集約という形で、これまで福祉事務所に配置されてた方も、一旦本庁に来ていただいて、曜日を決めて、福祉事務所には１日張り付いて見てもらうというんでしょうかね。子育てのところでいていただいてます。その他、各保健センターと連携して健診等に参加したり、或いは本市では「つどいの広場」と申し上げておりますけれども、地域のつどいの広場に出向いていただいて、相談を受けていただくと。入口の役割を、お母さん方

の相談の入口の役割をしていただいていると考えています。以上です。

●中川副会長

そういうことで割と保護者の方にはこの子育てサポーターっていう基本型の間を取り持つといいますか、いろんな個別支援とともに地域連携をして、必要な支援がなければ作っていくっていうような、なかなか地域連携がね、基本型においても難しいなと思うんですけれども。専門職と繋がりながらっていうようなことで、周知が徹底、浸透してますという評価と、実際利用される皆さん、広場を利用してる方が子育てサポーターの、このエリアの担当の○○さんとかっていう、どの辺までね、周知が届いてるのかなというのがちょっとよく分からないなと思いますので、もちろん知っていますよというところですけど、結構ご用聞きみたいに、そういういろんな広場と連携しながらっていうところと、保護者とともに専門職と一定の、カンファレンスじゃないけども、連携をするようなところが、やっぱり入口の、いろんな発生予防の早期の、やっぱり仕組みづくりっていうようなことになるのかなっていうことで、せっかく本庁で要支援の子どもたちと繋がるような、東大阪の子ども家庭総合支援拠点と連動もできるのであれば、入口の方の、母子保健の、子育て世帯包括と、その両方に繋がっていくっていうところのね、役割を、なかなか非常勤で対応せざるを得ないのかなと思うんですが。その人的資源の定着も適切に、研修の機会も１回、研修終わって終わりじゃなくって、定期的な質の保証ということは重要ではないかなと思いました。

●関川会長

はい。待っていて相談を受け付けるのではなくて、出向いていって相談を拾ってくる。関係機関などと意見交換をすると、実はこんな事例があるんですよって話が、必ず出ると思いますので、出向いていって意見交換をし、対応が必要な相談事例を拾って集めてくるっていうような取り組みも、今後、大変な時期だっていうような記載がありますけれども、今後検討いただければというふうに思います。保健所、つどいの広場、全戸訪問との情報共有というのも必要かもしれませんね。あと、民間のこども園・保育園等はスマイルサポーターが配置されていますので、両者の情報を共有して、今中川先生がおっしゃったように、事例検討などをしていただくと、それ自身が研修の場になります。スキルアップになりますので、関係機関のほうが、関係者が集まる場、情報交換の場などで、事例を取り上げて、問題意識を共有する、支援方法のスキルを検討するとかしていただけると、東大阪モデルみたいなものが、新しい利用者支援事業。ディープな事例にも対応できるだけの組織力が伴っているようなものに変わっていくんではないかというふうに思いますので、ぜひご検討いただければというふうに思います。その他いかがでしょうか。はい。じゃあ、お２人続けていきましょう。

●中泉委員

はい。私が多分認識不足やと思うんですけど、イメージ的には、乳幼児家庭全戸訪問事業があって、こんにちは赤ちゃん事業で保健師さんと繋がりあって、その後利用者支援事業で保健師さんと子育てサポーターさんが担当者カードをもっていかはって、つながっているからそこは切れ目がないのだと思うのですが、この後連携先が多岐にわたっているケースの方って終了じゃないと思うのですが、この後の切れ目のない支援はどこにつながっていくのですか。

●関川会長
　はい。いかがでしょう。

●事務局・浦野
　色んなケースがあるかなとは思うんです。保健所の方で全戸訪問していただいて、子ども家庭センターの要支援の方に行くケースもあれば、サポーターさんとですね、お話をさせていただいて、お母さんの状況の回復っていうこともありますし。方向性としては、いろんな方法があるのかな、と考えます。

●関川会長
　というところを少し、これまでのケースを検討していただいて、今おっしゃっていただいたような業務フローを見える化していただくと、職員の方にとっては、とてもありがたい。その先が見えるのでありがたい。或いは全体共有する上でも、関係者にとってはありがたいのかなと思います。はい。奥野委員いかがでしょうか。

●奥野委員
　すいません。前回のことになるんですけども、５ヵ年の計画で今回始まって、コロナ禍になったっていうことで、子育て世代とか、様々なニーズが変わってきてると思うんですけども、これができたのは、コロナ前のニーズを供給するためにできたものなので、今現在のニーズを知って、そこに修正していく必要はないんかなっていう。多分学校でもたくさんご苦労されてるし、いろんなところでコロナ禍で保育園でもたくさんご苦労されてる中で、今と一緒っていうわけには、まだ収束なんて、もう先が見えない中で、大分修正が要るんじゃないかなっていうような気はするんですけども。

●関川会長
　計画値・数はおそらく、これまでの積み上げでいいんでしょうけれども。やり方については、記録をおこすことも大事でしょうし、市として応援が必要な部分も出てきてるんではないかっていうことだと思うんですが、いかがですか。全体、コロナの影響を、事業計画の中身の問題として検証できないか。必要に応じて対策を打っていけないかということなんですが、いかがでしょう。

●奥野委員
　子どもの貧困がかなり進んでる可能性がある中で、いいでしょって言うわけにはいかない気がするんですけれども。

●関川会長
　一番心配してるところですね。はい。お願いします。

●事務局・川西
　はい。コロナの影響ということなんですけど、先ほど一つ紹介させていただいた病児保育なんか

が、実績数的にもそうなんですけど、かなりコロナで大きな影響を受けたっていうようなところになってます。他にも、奥野委員が指摘されてる通り、関係者の話を聞いていきますと、その辺がいろんな面での影響っていうのが浮き彫りになってくるであろうし、それに対する対応策っていうのは、当然、我々市の方で、考えていく必要があると思っております。まだ今コロナ禍の中での、保育であったり、学校の方での留守家であったり、色々各種サービスをやっていってるんですけど、そこについては、一旦、それぞれの課題等を整理していきたいというふうに考えております。

●関川会長
　留守家庭だけではなくて、やるなら全部について、考えられる事業・影響が出ていると思われる事業全部について、結局のところ何に困ってるのか、どう乗り越えてきたのかというところは報告いただいて、整理していただくと非常にありがたいというふうに思います。よろしいでしょうか。はい。

●斎藤委員
　まさしく今のお話にありましたように、昨年度、コロナ禍の中で、新子育て安心プランも出てきたかなと思うんですね。今まででしたら子育て事業の一本化できたところが、やっぱりコロナ禍であったからこそ、いろいろな事業所も一度見直して充実を図っていくっていう、課題と検証も昨年度行われたかなと思うんですね。そこで、色濃く出てきたのが、これだけいろいろな事業所が立ち上がって整理されてきている現状もあるんですけれども、だからこそ、ニーズに、そこに通ってたら保護者・子どもが安心できて、子育てにも携われる場所がたくさんあるんですけれども。これだけ色々ある中で、今度行政が今一番一体的な幼児教育推進体制を今一度やっぱり強化すべきであるっていうことが、問われてきてるかなと思うんですね。で、まだいつ行われるっていうことは明確には出されてないですけれども、スタートプランの中でもやっぱり同じように色濃くそこが、行政がこれぐらい、いろいろ事業をどうたばねて、どんな風に質の高い教育を構築していくのかといところが問題視されてきているかなというところで、どの現場も就学前で子育てが終わるわけではないですし、子どもの育ちが終わるわけではない。もうどの現場の方たちも、それ以降のことを考えて、今の現状を携わってるはずなんですね。行政はじゃあ一体今の現状の課題をどうとらえて、どのように展望としてその高い教育っていうとこにつなげていかれるのかなというところはちょっと疑問視している部分があります。

●関川会長
　それを開発していただくために市立の幼稚園・こども園に役割期待をこの子ども・子育て会議の中で議論を積み重ねの中でしてきたんでね。今どんなふうにお考えになっているのですか。要望を知りたい。

●斎藤委員
　おそらく、たくさんの事業所から、新１年生はいろんなところから集まってきている現状が、昔と違って、いろいろ多分１年生の現場の先生が、いい部分と課題と思われてる部分っていうのが分かれて、模索されてる日々かな。いろんなご家庭があって、いろんな多様化してる子どもたちを現

状１年生として預かられてるっていうところが、いろんなご意見、集約して実感としてあるんですね。そこをなかなかやっぱり現場だけでは埋めきれてない問題が、行政として就学前、たくさんいろんな事業所があって、いろんな子育てのサポートする施設があるところで、もう少し、それぞれ、小学校以降の展望につなげるために、どんな風にバックアップを今図られてる現状があるのかなっていうのが、それぞれの現場はわかってても、なかなかこう違う、現場のところで共有して図れているものはないかなと思ってます。

●関川会長

はい。ありがとうございます。いろいろ課題はあるけれど、就学前と小学校との連携をもう少し、こども園であったり幼稚園であったり保育園であったり、どこに行っても同じシステムで同じように連携をして、同じようにスムーズな小学校での学びに繋がるような体制づくりがまずは一つ課題だということで、それについて、この「行政は」という言い方は私はあまり好きではなくて、東大阪市立幼稚園、こども園なんだから、行政それ自身だと私外部から見ると見えてしまう。ですから、本庁と一緒になって、そういった組織の中でご発言いただいて、皆さんがた現場をもっていて、かつ、小学校とも繋がりがありますので、こういう事例について、本庁でもっと考えて欲しいとか支援して欲しいとか、システムを作って欲しいっていう提案をぜひしていって欲しいと思います。事務局いかがでしょう。まず、斎藤委員のご発言に対して、ご回答いただければと思います。東大阪市の子どもたちを、教育の質、就学前・小学校以降をどう高めていくかというのは、本市にとって非常に重要な政策課題の一つだと思いますが、いかがでしょうか。はい。どうぞ。

●事務局・林

失礼します。学校教育推進室の林です。よろしくお願いいたします。教育委員会といたしまして、今、斎藤委員のご指摘の通り、小学校との接続、とても大事だと考えております。その中でも、やっぱり市内就学前の保育・教育施設と一体になって、学校等の接続の部分をいかにしていくかっていうことを考えてる中で、数点いろんなかたちで連携を図るためとしまして、研修のことなんですが、本市で教育センターの方で研修を行ってる部分に関しましても、市内の就学前の教育・保育施設すべてにおいて、研修を同じように受けていただけるような案内であったり、子どものことを一緒に考えて小学校に向けてどう接続していくかっていうことを、それぞれの保育教諭であったり、教諭であったり、ともに考えていただける機会を持ちたいっていうことで取り組んでおります。それと今年度に関しましては、国が進めてる幼児教育アドバイザー。府の方で認定されているんですが、幼児教育アドバイザーを本市の中で、本市の教育・保育の中身に合わせた先生方の質の向上を図りたいということで、教育センターと学校教育推進室と一緒になりまして、市内の幼児教育アドバイザーに認定された方に対しまして、研修の機会を作りたいということで、今年度新たに取り組んでいこうとしております。で、平成３０年の時に、アプローチとスタートのカリキュラムっていうことで、教育委員会として一つ冊子を作ったんですが、そこに関しましても、就学前の教育・保育施設自体も、同じように冊子を読みながら、どう小学校の方にアプローチしていけるのかっていうことをいろいろ幼児教育アドバイザーに周知しながら、また学校側にも受けていくために、どうその幼児教育、３歳以上の教育、０歳からのいろんな教育が、学校教育にどう繋がっていくかということを考えていただけるようなことを、今後も重点的に周知していきたいなというふう

に考えております。

●関川会長
　はい。ありがとうございます。野々村委員。小学校から見ると、連携接続の問題をどんなふうにお考えなのか。ちょっとご意見いただけるとありがたいのですが。

●野々村委員
　斎藤委員がおっしゃいましたように、本当にたくさんの事業所が存在している中で、それこそ２０年くらい前だったら、小学校に上がってくるのは地域の幼稚園・保育所２～３ヶ所ぐらいからほとんど上がってきて、あとはちょこちょこというところが、最近は本当に子どもの数だけ色んなところからくるというものがあります。６年校長やっている中で大分感じてきたのは、新１年生で個別の配慮を要する子について、今まだ、学校に来てないとですね、そういう子の相談がね、校長室に来るんですけれども、以前はなんか、親御さんが自分で心配しはって、この子こういう子なんですねんけど、小学校行けますやろうかっていうのがあったんですが、ここ最近ね、今年も去年もそうやったんですけれども、保育所なり幼稚園なりで、先生はもういろんなバラバラなところなんですけども、同じように夏休みまでの１学期の時期で、この子はちょっと相談行ったらよろしいよ言うてくれはるんですよ。だから本当に僕らも数掴みやすくなって、夏には、来年の支援学級設置計画出しますねんけど、その時に本当に資料が作りやすくなった。で、多分これ、公立も私立も手を合わせて、その辺は共通認識してくれてはるなっていうのは、最近ひしひしと感じてくるところではあります。ありがたいです。以上です。

●関川会長
　はい、ありがとうございます。その他。はい。中泉さん、お願いします。

●中泉委員
　今、先生がおっしゃってたことに加えてなんですけど、うちもコロナ禍で１年生になったので一番大変やったんですけど、今、医療的ケア児の支援法案が可決されて、医療的ケア児であっても学校通学が保障される時代になってきていて、だけど知的とか発達の子の支援って例えばグレーゾーンは特にやと思うんですけど、もう少し同じように進んでいってほしいなというのはありまして。うちの子は発達障害なんですけど、１年生の先生はすごい大変そうです。バタバタしてはって、支援の先生が１階と３階と往復してはるみたいなのをよく見ます。だから先生にもこれ以上の負担っていうのは、もう十分頑張っていると思うんですよ。ということは、もう少し今なんかフォローも、親御さんが手を挙げはったら巡回相談に来てくれはるっていうことは、親御さんに理解があったら、巡回来てくれはるんでその子はいいんですよ、と。だけどそこに繋がってない子に対して、一番デリケートにいかないといけないところに先生尽力してはるなっていうのは、普通の親でも見て取れるので、学齢期における巡回支援っていうんですかね。その辺をどの子も平等に量も質も増やしていくことっていうのが、東大阪市で一緒に考えていただけたら、教育の質ってもっと上がるんじゃないかなって思っているので、その辺りもご検討いただけたらと。検討ばっかりですいません。お願いします。

●事務局・岡本
はい。すいません。先ほどの巡回相談のこともご意見あったと思うんですけど、医療的ケア児+αで発達障害の方というところで、施設利用相談課の方でも各保育園から保護者だけではなく、各園の先生からも、私立保育園であったり、公立保育園であったり、先生の方からも、このお子さんに関してということでご意見をいただいて、巡回相談を今しているところです。委員おっしゃってる通り、その充実をさらに深めていきたいと思っておりますので、また引き続き検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

●関川会長
はい。ありがとうございます。好川委員いかがですか。

●好川委員
はい。

●関川会長
小学校との連携、民間保育園・こども園から見ると、課題はどこにあるとお考えですか。

●好川委員
そうですね。当園でしたらやっぱり地元の小学校と連携ということで、もうここ１０年ぐらいですかね、例えば小学校体験とかそういう連携を取るようにはさせていただいておりますので、僕個人的に、公立、民間幼稚園・保育園、こども園関係なく、ある程度小学校との連携をとれてるのではないかな。ただ、その教育論についてとか、現実的に、こういうことに例えば小学校困っていて、こういうことを保育所とか幼稚園で教えてもらえたらありがたいですという、そんなことを聞く機会は今までないんですが、我々として小学校へ上がるために、ちゃんと先生の話を机に座って聞くとか、そういうことは感じて、それを準備させていただいてるというようなことはあります。多分、色々なところからという今お話が出てた中で、多分、出てきてるのはそういう企業主導型という、保育所になるんですけど、無認可、一応分類では無認可の保育所になるんですが。そういう企業主導型の実質保育の内容というものが、我々もなかなか知りえない部分があって、そういうところを卒園されていく小学校の子どもさんのことなのかなと思いながら、今のお話は実はちょっと聞いてたっていうのが事実です。

●関川会長
はい。ありがとうございます。連携の仕組みはあるが、個別支援が必要な人たち、子どもたちを具体的にどうするかっていう、情報共有をして方向性を一つにして、小学校に上がる前から一緒に考えていくっていうような仕組みにはなってない。

●好川委員
それもすいません。それも地域の公立の小学校からですね、事前に小学校へあがる子どもさんに対する状況っていうのを、こちらから説明する機会もありますし、お話をする機会があります。

●関川会長
例えば支援が必要な部分については情報共有の仕組みができていて、それは動いている、機能してるってことですね。

●好川委員
はい。

●関川会長
はい。ありがとうございます。今、認可外、企業主導型と小学校との連携はどうなんだっていう話がありましたが、中村委員、いかがでしょうか。

●中村委員
はい。認可外の代表としまして、中村です。認可外の方はもともと本当に認可外保育所ということで、本当に保護者の方と直接の契約の元でやってる場合と、この３年ほどですけども、企業主導型っていうのがあるんですけれども、企業主導型の場合は、もちろん国からの社会保険とか、そういうのは補助金のもとでやってるので、基本的には、小規模保育園と同じ水準で保育をしてくださいというような形で、認可外としての、市からの監査ですとか、国からの監査とかを受けながらやってるんですけれども、中には０歳から２歳までしか受け入れしない。基本的には、卒園まで受け入れることは、企業主導型の方でも可能なんですけれども、そのニーズの関係で、２歳までしか受けないところも出てきたりとかはしています。我々のところは一応、企業主導型は一応２歳定員なんですけれども、卒園までのお子様も受け入れてますので、もちろん、年間に数が少ないんですけれども、１人とか２人、卒園児が出てくるときには、その小学校の方に保育要録ですとか、そういったものを提出するとか、相談をするっていう機会を、連絡させてもらって、やることはやっております。ただ昨年度ぐらいから、小規模保育園の方も私どもやってるんですけれども、小規模保育園で東大阪の小規模保育園を運営されてる方が集まって、いろいろ意見交換というふうなのがあるんですけれども、認可外の場合はもう全くそういう機会の場っていうのが、まだないんですね。なので私この代表で来てると言いましても、そういう情報いろんなのが、ここで知ることができないかなということで参加させてもらってるっていう感じになります。基本的には、小規模保育園でいろいろ知り得た知識だったりですとか、小規模保育園の場合は、２歳から３歳に、卒園して別の園に受け入れてもらう時に、引き継ぎをさせてもらってるのでそういうのを参考にしながら、企業主導型の方でも卒園児が出る場合には、小学校との連携を図っていくようには努めております。

●関川会長
はい、ありがとうございます。東大阪のすべての子どもが、就学前の教育・保育施設から小学校に上がるときにスムーズに上がって、順調に学びの機会が継続できるような仕組みを是非とも考えていただきたいです。

●好川委員
すいません。１つだけいいですか。お時間とりますが、ちょっと余談になるかもしれないんです

が、ちょうど先日ですね、私の園を卒園した保護者の方、まだ下の子どもさんがいらっしゃるので、当園の方に子どもさんを預けに来られてる時に、ちょっとお聞きしたんですけど、上の子が小学校に行ってお掃除とかする中でね、ほうきがうまく使えなかった。で、それも保護者の方が言ってはるので本当にそうおっしゃられてるかどうかわからないんですが、そんなことも保育園で習ってないんかって先生の方に言われたらしいんですっていう話をお聞きしたんですよ。いやあ、でも、確かにうちの保育所では、ほうきの使い方は教えておりませんので、子どもたちがほうきを使えないということは仕方がないのかなあ、というふうに思うんですけどね。実際やっぱりどんなことを小学校へ上がるまでに求めておられるのか、っていうことは何かもっと具体的に詳しく今後何か話し合う機会がありましたら、ぜひそういうことをちょっとお互いに勉強会してやっていけたらなっていうふうに、思いました。以上です。

●関川会長

はい。ぜひとも実現のほどよろしくお願いいたします。はい。時間の関係もございますので、この議題につきましては以上で切らせていただきます。ご協力ありがとうございます。それでは議事３の「保育施設入所選考基準」について、ご説明をお願いいたします。

●事務局・岡本

ー【資料３－１】【資料３－２　差し替え】に基づき説明ー

●関川会長

はい。ありがとうございます。選考基準見直しの必要性については、それなりに意義の、意味のある、理由のあることなんですが、従来の選考基準で、来年度の入園・入所を考えてるお母さんにとって、これは重大な変更になりますので、そういった方々の利益も含めながら、委員の皆様方からのご意見、ご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。この１から５に関連するような事情をもっているお母さんにとっては入れるか入れないか、ボーダーのとこにいるような場合については、非常に不利益が生じる、判断基準の変更になります。はい、どうぞ。好川委員お願いします。

●好川委員

はい。好川です。私の方からもそうですね。大体の大筋の内容についても理解しておりますし、来年度に向けて準備をしていただくという意味で、大丈夫かなというふうに思ってるんですけども、今後の検討課題として、この４番ですね、４８時間以上っていう国基準に定めるということなんですけども、現文は１時間でもと、これ月なのか週なのかちょっと僕も理解不足なんですが、いわゆる保育要件がかなり低いということですね。保育所に入るための、いわゆるなんですかね、規制が低い。誰でも比較的入りやすいというのが、この東大阪市の現在の状況であったのかな、というふうに思ってます。もちろん就労っていうことが大きな要件になるところなんですけれども、いつも我々、市役所の東大阪市には申し上げてるんですが、就労のみでない、先ほどちょっと出ました医療的ケアの子どもさんとか、子どもさんの状況によって、例えば集団の中で生活する機会を得る方がいい場合がある。また、家庭環境によってですね、家庭で養育されているよりも、その集団

の中で、状況を見てる方がいい場合、そういう場合もあると考えてます。そういう方々がですね、この就労要件の４８時間ってなることによって、排除されることのないようにしていただきたいなっていうのは、１点お願いと意見であります。以上です。

●関川会長
　はい。最初、子ども・子育て会議の事務局説明では、今のような説明で、東大阪の子どもについては、お母さんが保育園・こども園に預けたいと考えた場合には、できる限りハードルを低くして、１時間でも就労実態があるっていう書類が出てきたら、とりあえず受け付けて審査しましょうというスタンスできた。誰もが預けられる体制を作りましょうと。それは国の基準はあるけれど、東大阪の地方自治として、この基準でいきましょうという話をしてきたもので、国基準に合わせるっていうの結構大きな政策変更なんですね。今、好川委員がおっしゃったような子どもたちが入りにくい仕組みになっているんでは、なるのではないか。良い部分が、むしろ改悪になるのではないかっていうところも心配なんですが。実際にはその問題生じませんよっておっしゃるんであれば、それはそれで納得がつくし、一時預かりがありますから、週２、３時間の人は一時預かりで利用してもらえれば支障は出ませんよっておっしゃるんであれば、それはそうだなというふうには思うんですが、いかがでしょう。

●事務局・岡本
　はい。すいません。先ほど好川委員の方からの意見もありまして、今東大阪市の１時間というところはあくまでも就労と就学の見直しというところでの見直しなんですけれど、おっしゃっていました家庭の環境であったりというところですと、疾病や障害というところもありますし、先ほど見直しで説明しました祖父母のところもあります。で、また求職活動中という文言がありまして、全く働いていないから保育所には入れない、というような改悪ではございませんでして、一定就労のところを変えるというのが今回の見直しです。なので、先ほど副会長の方からもありましたサポート職員を活用させていただいて、そういった家庭の環境であったり、どういったところで保育所に入るか、あくまでも点数というところはあるんですけれども、今までも点数で入れなかったという方もおられますけれども、一定その方をどう配慮していくかというのは、引き続き検討していきながら、全く１時間の方が入れないという現状ではございませんので、各市民の方のニーズに沿ってお聞きしてどういった形で保育所に入所していけばいいのかというのは、サポート職員であったり職員も市民のニーズを聞き、対応していきたいと考えておりますので、全く改悪とは考えておりません。以上です。

●関川会長
　はい。福井委員いかがですか。この選考基準の見直しについて、現場の立場から。

●福井委員
　去年から入所のしかたが大きく変わっていまして、去年から、まずね、希望の方は、新規面接っていうことでね。面接して、そこから入所の手続きに入っていかれたんですけども、去年はコロナということもありまして、書類で選考が行われて、今年ね、入ってきたお子さんについては今度は

ね、健診で引っかかってはったりとかそういうことが、スルーされて入ってこられたっていうお子さんもありましたし、やはり書類だけで入られるっていうことでは言葉の面もありますけれども、そういうね、理解が難しいご家庭もあるっていう中では、そこのフォローはいるかなっていうことで、感じております。その際に保育所はね支援のお子さんがおられたら、加配の保育士が入ったりするんですけれども、入ってからね、支援が必要なお子さんがおられるということも多々ありますので、その次のね、先ほども言われてたんですけども巡回のところで調整をね、していただけたら本当にありがたいと思います。やはり入ってから困ったことがあったりね、されるご家庭の場合には、そこのフォローをお願いしたいと思っております。はい。

●関川会長
　はい。ありがとうございます。相談の段階で、排除されることのないような対応ができるので、実際に１週あたり１２から１６に変更したとしても、重大な、不利益が生ずるようなケースは出てこないということで、いかがでしょうか。その他、ご意見ございませんか。気になるのは、結構スケジュールがタイトなんですね。この９月ですよね。周知方法は市政だより、ウェブ、ＳＮＳ、ポスターで大丈夫か、っていう気がするんですけれども。皆さんの立場で考えるとこれでいけますでしょうか。つまり、結構情報弱者がいて、ご覧になっていない方も、市民の方にはいるというふうに考えて、一般的な周知の方法では、届かないケースが心配されるんですが、中泉さん、いかがでしょうか。保護者の立場として。

●中泉委員
　入所申込書ってどうやってもらうんですか。

●事務局・岡本
　各福祉事務所でも配布しておりますし、ウェブサイトからダウンロードができます。あと、各保育園で園見学というかたちで行っていただいたときもそちらの方で案内していただく。数点ですけどもそちらの方でも配っていただくということもしていますので、全く市役所だけで、市に取りに来ないと駄目だということではありません。

●中泉委員
　逆に福祉事務所に取りに行くんやったら、そのときに説明してくれはったらいいですね。それを推奨していただくような文面がどこかにあったらありがたいかなと思います。私もこの周知方法ではこぼれる人がおるやろなと思います。

●事務局・岡本
　すみません。これはあくまでも周知方法というかたちで書かせていただいたんですけれど、各施設での説明というところについても、ここには含んでおりましたのですみません。私の言葉不足でした。

●関川会長

はい。その他、いかがでしょう。中川委員いかがでしょうか。はい。わかりました。はい。それでは事務局提案で、入所選考基準の変更はお認めいただいたということでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは、最後になりますけれども、議題のその他、事務局より説明お願いします。

●事務局・村田

ー【資料４】に基づき説明ー

●関川会長

はい。ありがとうございます。いかがでしょう。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

●中川副会長

はい。こういった１３事業の中の新たなっていうことで、実施されるということなんですが、こういう周知をいただいたっていうふうに理解しておりますが、具体的に、もう事業者からどっか手挙げ方式っていうようなことで、そういった東大阪で、こういう居場所支援的な、就学前の活動っていうものがあるのかという点が一つと、いわゆる地域支援、地域子育て支援拠点、子育てひろばって言われるものとの、何かこう区別化というか、かなりきっちりこっちは保育っていうような保育・教育みたいな活動を実施できる場所だよっていう、そういう点をプッシュしてされるっていうようなとこら辺、こういうものをするとなったらそれに対する、ちゃんときちっと東大阪の中での、新たな取り組みなのでそういう経過を、東大阪でも見守っていく仕組みも、質とか、そういったものを見ていくっていうことも必要なのかなあというふうに思ったんですけれども、そういった、もう、該当するようなところが手挙げで見てくださるってのが、どんなふうにお考えなのかなあというふうに思ったりしたんですが。不足してるエリアとか、そんなところなのかなあと思ったりしていますが。

●事務局・村田

はい。それでは説明をさせていただきます。はい。対象施設につきましては、今うちの方に問い合わせがありますが、東大阪市内ではないのですが、そういった自然の中でされている団体さんを利用されてる方がいるというのは把握しております。また東大阪市内では民族学校も１か所ありますのでそちらの方も対象になってくると考えています。今回、国の方からもおそらく幼児教育・保育の無償化ということで就学前の満３歳以上の、今は認可・認可外保育施設だけが対象になるんですけれども、おそらく今回これが出てきた趣旨としましてはどのような施設を利用されていましても、そこは無償化・利用料の補助をしていくことで、教育・保育の推進というところが趣旨なのかなと思っております。また、実際その対象施設につきましては、下に書いてありますような基準の届け出をしていただきましたり、また集団指導であったりとか、そういったところもしていくようにということで国の方から出ておりますので、そういったところも含めて、質の確保をされているのかどうかというところの確認はしていく予定にしております。以上です。

●関川会長

はい、ありがとうございます。はい。吉岡委員お願いします。

●吉岡委員

国の方のこういうのが出てきて、各市町村でも同じようなことで話題になっているかと思いますが、東大阪市として、これを認めるというのが、こういうことを参加していくというのを考えたときに、先ほどここに挙がってる対象の基準って書いてるけれど、この基準でもう見とる人、今思っておられるのかもっと細かく細部のあたりで、もう少し基準を点検する必要がないかな、というのは私が思うところです。というのは、やっぱり大事なのは、子どもの安全確保とか、子どもの生命ですよね。育っていく子どもの生命の安全を確保するために、どうしたらいいのかっていうことを基準にしながら、最低限、利用料２万円を下らないで出すからには、東大阪の子どもたちがそのあたりでの保障ができる基準があるのかというのは私、もうちょっと検討が要ると。で、先ほどもお話が出てる今、他の市町村も含めて、自然の中での幼稚園とかが今たくさん出てきてると。それを否定するわけじゃありませんけれども、ここに挙がっている部分で、手洗いとかトイレとか小さい子供ですから保健面とか、また救急の体制はどうするんだとかね、いろんなことがやっぱり、市としてというか行政として、チェックをしとく必要があると思うんです。病気になったところで、保健室みたいなところがあるのかないのか。細かいこと言えば、いろんな意味で必要だと思いますので、ここの設備が白でいろいろ書いておられますけど、そのあたりをどこかでもう一度きちっと話し合いができるようにしていただきたいなという、私の、子どもの安全とか健康を守る上で、これで良いのかっていう視点でもう少し考える必要があるんじゃないかと思います。その自然の園を否定するとかそうじゃなくって、そこで伸び伸びと育つことが大事だけど、その場合に、一方で、そういう環境っていうのはどうあるべきかとかいう論議はいると。

●関川会長

ありがとうございます。対象施設等の基準については、地方の裁量が認められていて、必須項目以外の部分については、東大阪で合議体の機関で審議をして決めてよいという話になっていますので、もしこの合議体の機関で審議というのが子ども・子育て会議だとすれば、これが、事業補助が始まる前に、その運営基準をここでご説明いただいて議論する機会があると考えてよいでしょうか。

●事務局・村田

はい。そうですね。基準の方が決まりましたら、各委員さんの方にお示しさせていただきたいというふうに思っております。ただ、ちょっともう一度こういった会議体でできるかどうかは、日程等の関係もありますので、もしかすると書面で、この基準で市として考えておりますという内容になるかもしれませんけど、またそのあたりはさせていただきたいと思っています。

●関川会長

書面による子ども・子育て会議で審議をするという方法もあるかもしれないということですね。はい。わかりました。よろしくお願いいたします。はい。時間が参りましたので、よろしいでしょうか。いくつかフォームがあるようですが、すべて認めるというわけではなくて、基準を作り、基

準に照らして、受けていくということがございます。はい。それでは今日の審議事項は以上ですべて終了しました。事務局に議事進行をお返しいたします。

●事務局・本家
　ありがとうございました。以上をもちまして、第３９回子ども・子育て会議を閉会させていただきます。本日は長時間のご審議、ありがとうございました。